

令和2年10月27日

学 校 長 様
単位P T A (散会)会長様
会 員 の 皆 様

京都府P T A協議会
会 長 坂本 博士
(公印省略)

「書き損じはがきの回収」ご協力のお願い

会員の皆様には、日頃から子どもたちの健やかな成長のためにP T A活動に積極的に取り組んでいただいていることに心から敬意を表します。

さて、今日子ども達を取り巻く環境は、大きく変化するとともに、いじめ、不登校、児童虐待、犯罪の低年齢化、メディア上の有害情報、ネット被害など憂慮すべき事象が多発し、社会問題化しています。

このような中、生きる力を培い、社会の変化に主体的に対応できる力を身につけた、心豊かでたくましい子どもを育てるために、家庭の果たすべき役割や責任等について再認識することが求められています。その上で、家庭、学校、地域社会の連携をさらに深め、P T Aがその三者の要となって協働し、努力を続けていくことがより一層重要となっています。

こうした状況のもと、子ども達の健全育成を目指し会員自らの生涯学習としてのP T A活動（あいさつ・見守り運動、三行詩募集、家庭教育研修会等の取組）をさらに推進・充実するために、活動の支えとなる財政を確保することが必要となります。

つきましては、その活動の一環として、本年度も「書き損じはがきの回収」に下記のとおり取り組み、その収益をP T A活動に運用していきたいと考えています。会員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

記

- 1 回収について P T A会員 → 単位P T A → 郡市連P T A
→京都府P T A協議会
- 2 集約について 郡市連P T A集約 令和3年2月3日（水）〆切り
- 3 そ の 他 「書き損じはがき」の回収のみとします。
※未使用で不要なはがき等も含みます。

※注「書き損じはがき」…一度郵便局を通過したはがきは、書き損じはがきとして取り扱えません。
年賀はがきは特に注意してください。